公益財団法人 千葉県文化振興財団　定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人千葉県文化振興財団（ Chiba Prefecture Cultural Promoting Foundation ）と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、文化芸術を普及振興し、県民の自主的文化活動を支援することにより、生きがいとうるおいのある世界に開かれた文化県千葉の建設に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
⑴　文化芸術の創造、振興及び鑑賞普及事業
⑵　文化芸術活動の支援及び人材の育成事業
⑶　文化芸術資源の調査研究及び活用事業
⑷　文化芸術情報の収集及び発信事業
⑸　文化芸術振興のための国内外との交流事業
⑹　文化芸術拠点施設の管理運営事業
⑺　その他、この法人の公益目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（財産の種別）
第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
⑴　公益法人へ移行時の基本財産として、別表に特定された財産
⑵　基本財産とすることを指定して寄附された財産
⑶　理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
３　その他の財産は基本財産以外の財産とする。
４　公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産で、第２項第２号に定める財産以外の財産については、第４条に定める公益目的事業に全部又は一部を使用するものとする。その取扱は、理事会において別に定める寄附金等取扱規程による。

（基本財産の維持及び処分）
第６条　基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
２　基本財産の一部を処分及び除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得るものとする。その取扱は、理事会において別に定める基本財産管理取扱規程による。

（財産の運用管理）
第７条　この法人の財産の運用・管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める資金運用規程による。

（事業年度）
第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（経費の支弁）
第９条　この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）
第10条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項に定める書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第11条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。
⑴　事業報告
⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表
⑷　正味財産増減計算書
⑸　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
⑹　財産目録

2　前項に定める書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告
⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿
⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に定める書類に記載するものとする。

第4章　評 議 員

（評議員）

第13条　この法人に評議員5名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第14条　評議員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって選任及び解任する。

2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

⑴　各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

⑵　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係のある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第15条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第13条の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第16条　評議員に対して、各年度の総額が468,000円を超えない範囲で、評議員会

において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
2　評議員には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。
3　前2項に関しその取扱いは、評議員会で別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章　評 議 員 会

（構成）
第17条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第18条　評議員会は、次の事項について決議する。
⑴　理事及び監事の選任又は解任
⑵　理事及び監事の報酬等の額
⑶　評議員に対する報酬等の支給の基準
⑷　貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
⑸　財産目録の承認
⑹　定款の変更
⑺　残余財産の処分
⑻　基本財産の処分又は除外の承認
⑼　その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第19条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
2　定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
3　臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

（招集）
第20条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3　理事長は、評議員会を開催しようとするときは、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、書面をもって通知しなければならない。
4　理事長は、前項に定める書面の発出に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。この場合におい

て、理事長は前項の書面による通知を発したものとみなす。
5　前2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）
第21条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選により定める。

（決議）
第22条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
⑴　監事の解任
⑵　評議員に対する報酬等の支給の基準
⑶　定款の変更
⑷　基本財産の処分又は除外の承認
⑸　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項に定める決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議及び報告の省略）
第23条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
2　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。
3　前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

（議事録）
第24条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　前項に定める議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人の１名以上が記名押印しなければならない。

（評議員会の運営）

第 25 条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

第６章　役　員

（役員）

第 26 条　この法人に、次の役員を置く。

⑴　理事５名以上 10 名以内

⑵　監事２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、そのほか必要に応じ、専務理事、常務理事を置くことができる。

３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第 27 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

４　他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

５　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 28 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　業務を執行する理事の権限は、理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
4　理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第29条　監事は、この法人に関し、次の各号の職務を行う。
⑴　理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
⑵　理事会に出席し、意見を述べること。
⑶　必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。
⑷　理事が不正の行為をし､若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
⑸　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　監事監査については、法令及びこの定款によるもののほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

（役員の任期）
第30条　理事の任期は､選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
2　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
3　任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第26条の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第31条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第32条　理事及び監事には、報酬を支給することができる。

2　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。
3　前2項に関しその取扱は、評議員会で別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

（名誉会長及び相談役）
第33条　第26条に規定する役員のほか、この法人に名誉会長及び相談役を置くことができる。
2　名誉会長及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
3　名誉会長及び相談役は、必要に応じて、理事長の諮問に答え、理事長に対し助言することができる。
4　名誉会長及び相談役は、無報酬とする。

第7章　理 事 会

（構成）
第34条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第35条　理事会は、次の職務を行う。
⑴　この法人の業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
⑷　その他法令で定められた事項

（開催）
第36条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。
2　定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
3　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
⑴　理事長が必要と認めたとき
⑵　理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集請求があったとき
⑶　前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
⑷　監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき

⑸　前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

（招集）

第 37 条　理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号及び第 5 号に該当する場合は、この限りでない。

2　理事会を招集する者は、理事会の開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

（議長）

第 38 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2　前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

（決議）

第 39 条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

（決議及び報告の省略）

第 40 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

2　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

3　前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第 41 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　議事録署名人は、出席した理事長及び監事とし、議事録に記名押印しなければならない。

（理事会の運営）

第 42 条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第８章　事 務 局

（事務局）

第 43 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

３　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　前項に定める者以外の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める事務局規程による。

（帳簿及び書類の備付け）

第 44 条　理事長は、主たる事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

⑴　定款

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　認定及び登記等に関する書類

⑷　評議員会及び理事会の議事に関する書類

⑸　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準

⑹　事業計画及び収支予算書

⑺　事業報告、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書

⑻　財産目録

⑼　監査報告

⑽　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

⑾　その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるもののほか、理事会において別に定める情報公開規程による。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 45 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 14 条についても適用する。

（解散）
第 46 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 47 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 48 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第 49 条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。
２　情報公開に関する必要な事項は、情報公開規程による。

（個人情報の保護）
第 50 条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める個人情報保護規程による。

（公告の方法）
第 51 条　この法人の公告は、電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場

合は、官報に掲載する方法による。

第11章　補　則

（委任）

第52条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は、佐久間　豊とする。

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

相川　堅治	赤田　靖英
伊東　　正	國枩實枝子
現田　茂夫	齋藤　　康
白石　治和	鈴木　宗平
中野　康男	茂木賢三郎
安田　敬一	米本　　信

（五十音順）

附　則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。（第16条、第32条）

定　款

別表　基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・数量等
定期預金	
京葉銀行本店	４４１，８７５円
投資有価証券（国債）	
千葉銀行県庁支店	３３７，３９４，３２５円
京葉銀行本店	１８７，６１５，３００円
千葉興業銀行本店	４８，４８２，５００円